



東京税理士会日本橋支部会報

第 131 号

平成 24 年 1 月 1 日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www.nihonbashi-tax.jp/>

発行人 支部長 藤 山 清 春

編集人 広報部長 高 橋 美 津 子

印刷 (株) 税 経



長崎くんち (社)長崎県観光連盟提供)

謹 賀 新 年

本年もよろしくお願いたします

東京税理士会 日本橋支部

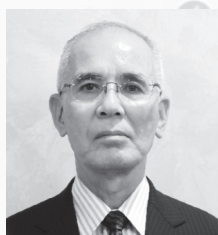
支部長 藤山 清春
副支部長 浅見 達雄
副支部長 木下 純一
副支部長 滝口 利子
副支部長 本田 純二
総務部長 佐々木則司
研修部長 青木 久直

広報部長 高橋美津子
厚生部長 大澤 昭人
組織部長 井上 眞一
経理部長 中沢 勇
綱紀監察部長 高木 武彦
税務支援対策部長 齋藤 郁夫

平成24年元旦

東京税理士会

理 事 若狭 茂雄
理 事 坂下眞一郎
理 事 福本 光男
理 事 山本 勝
理 事 花山 三郎



年頭のごあいさつ



ふじ やま きよ はる
支部長 藤山清春

新年あけましておめでとうございます。

平成24年の年頭に当たり、謹んで新年のご祝辞を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、お健やかに新年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

去年は、当支部にとって大変喜ばしいことがございました。それは、昨年11月の税を考える週間に挙行されました納税表彰式において、若尾誠一日本橋税務署長から租税教育の推進等をしたことに対して署長感謝状を受彰したことです。これは、租税教育の推進について長年にわたる活動の積み重ねによる功績が評価されたものです。支部にとりましては、60年の歴史の中で初めての受彰であり、大変名誉なことでもあります。租税教育推進委員の方々に感謝申し上げます。

去年の10月31日には、世界の人口が70億人を超えましたが、わが国では平成22年度の合計特殊出生率が1.39と前年を0.02ポイント上回ったとはいえ、人口再生産に必要といわれる2.06を下回っていますので、人口の減少は避けられません。このような現状の中にあって、将来の納税者に対する租税教育の推進は、大変重要であると思います。

租税教育推進委員の方には、引き続きご活躍くださいますようお願いいたします。

さて、去年の3月11日に発生しました東日本大震災と、その後に発生しました津波及び原発事故は、日本経済に大きな打撃を与えました。現在でも避難者は約33万人に達しているといわれています。このうち都内には、約8,500人を超える方が避難生活を余儀なくされています。東京税理士会では、この避難者を対象に昨年11月26日と27日に都内の9か所（第一ブロックは東京国際フォーラム）で無料税務相談を実施しました。当支部からは10名のボランティア相談員が参加されました。各会場とも相談者は少なかったようですが、雑損控除の相談で、単年度の国税のみではなく複数年

度の地方税、国民健康保険料をも視野に入れた最も有利な税等の負担の模索は、従来の無料税務相談と異なり、大変ご苦労が多かったことと思います。相談員の方々は大変お疲れ様でした。

大震災に対する復旧・復興対策として5年間で約19兆円の財源が必要であるといわれていますが、一日も早い復旧・復興を願うとともに、政府には早急な経済対策を期待したいものです。

ところで、当支部は10年前に大橋ビルから現在のホックビルに移転をいたしました。

当時、事務局特別対策委員会及びIT化小委員会が発足し、電子申告等に備えた会員研修の実習の場として、会員の実務研修等多目的活用を視野に入れた事務局の整備、広域災害対策を含めた移転でした。約100人を収容できる会議室は、当支部が自慢できるものです。

昨年11月14日に開催されました第一ブロック連絡協議会では、事務局及び会員事務所のハード面とソフト面について、東日本大震災時の状況、その後の対応及び今後の対応について協議が行われました。他の多くのブロックでも、同様のテーマが取り上げられ、震災対策に関心の深さがうかがわれます。

当支部では、昨年10月に事務局の震災対策を施したりリニューアルが終了しました。また、緊急連絡網やデータのバックアップ対策につきましても既に一応の対応ができていますし、事務局移転を契機に広域災害特別会計の積立を行っていますので、災害対策に関しましては、第一ブロックの中でも、かなり充実しているという実感を持ちました。

しかし、現在の広域災害対策は万全ではありません。今後何をすべきか、会員の皆様のご意見ご要望をお聞きしたうえで、来年度予算を組み、広域災害対策の充実を図りたいと思います。

終わりに、会員の皆様にとりまして、本年が多幸で良い年となりますことを祈念申し上げ、年頭のごあいさつといたします。



年頭のごあいさつ



日本橋税務署長 若尾 誠一

平成24年の年頭に当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様にご挨拶を申し上げます。

藤山支部長をはじめ、日本橋支部の役員の方々並びに会員の皆様には、常日頃から税務行政に対し、深いご理解と多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、先の大災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や経済のグローバル化・IT化により大きく変化しており、調査・徴収事務は一層複雑・困難なものとなっております。このような環境の下、国民の皆様から信頼される税務行政を行っていくためには、時代に対応した納税環境の整備を図り、適正・公平な課税及び徴収の実現を図っていくことが重要であると考えております。そのためには、納税者の皆様の利便性の向上を図りながら事務処理を効率化していくことが不可欠であり、その具体的な取り組みとして、国税庁を挙げてe-Taxの利用促進に努めているところでございます。

これまでも、日本橋支部の会員の皆様には、e-Taxの利用促進に向け、多大なご支援、ご協力をいただいているところでございますが、更なる利用拡大を図っていくため、ご自身の申告はもとより、関与先のe-Taxによる代理送信を1件でも多くご利用いただきますようお願いいたします。

ところで、間もなく、所得税などの確定申告の時期を迎えます。平成23年分の確定申告につきましても、日本橋支部におかれましては、無料申告相談をはじめ、多岐にわたり、ご支援・ご協力をいただくこととなっております大変心強く思っております。

もちろん私共も、確定申告の円滑な実施に向けて署を挙げて全力で取り組んでいく所存であり、本年も引き続き、自書申告の定着を基本に、e-Taxや国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」といったITを利用した申告・納税を一層推進していくこととしていますのでご協力をお願いいたします。

この確定申告期、日本橋署におきましては、昨年まで当署で行ってありました所得税などの相談及び申告書の作成アドバイスについて、平成24年2月1日～3月15日の間は、「東京国税局」の合同会場で、麹町署、神田署及び京橋署と合同で行うこととしております。

日本橋税務署管内の納税者の皆様にとっては、申告相談会場が多少遠方となりますので、日本橋支部が行っていただく「無料申告相談」を利用される方も多くなるのではないかと考えられます。「無料申告相談」をご担当いただく会員の皆様にはご負担をお掛けいたしますが、何卒よろしくをお願いいたします。

〔東京国税局所在地：千代田区大手町1-3-3〕
〔大手町合同庁舎3号館1階共用講堂〕

なお、確定申告期間中の当署での申告書の提出は、当署2階「総合窓口」でお願いいたします。

さて、今年は「辰」の年です。辰の原字は『蜃』で、「動いて伸びる」「整う」といった意味があり、草木が盛んに成長し、形が整った状態を表すと言われております。東京税理士会日本橋支部におかれましては、これまで同様、活発なご活動をご期待申し上げます。

結びに当たりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝、ご多幸をご祈念申し上げます、年頭のあいさつとさせていただきます。



最近の原処分 取消し判決・裁決について

いえ きき かつ お
家 崎 克 夫



はじめに

近年、注目を浴びた最高裁判決の一つにいわゆる富士事件の判決（H23.2.18）があります。相続税法上の「住所」概念の解釈が争われたもので、最高裁判所が、「たとえ租税回避的な行為があったとしても課税要件事実に係る法律の文言は厳格に解釈することにより租税法律主義を貫徹すべきである」としている点は、安易に法律を拡大解釈、類推解釈することへの警鐘であると評価されています。

また、多くの納税者に影響を与えるものとしてニュースとなった年金型生命保険金事件の最高裁判決（H22.7.6）があります。従来、相続税の課税財産は年金受給権であり、所得税の課税標準は年金である、つまり、両税法の課税客体が異なっているため二重課税はないと解されていたところですが、最高裁判所が、従来の解釈を変更し、重なり合う部分があると認定して所得税の課税を一部取り消したものです。

いずれの判決も、法令解釈のあり方や課税実務に影響を与えるものと思われます。

国税不服審判所の裁決に占める取消裁決の割合は、ここ数年、10数%で推移しています（平成22年度・処理件数3,717件のうち取消裁決479件《取消割合12.9%》）。

その多くは、原処分の見直しという審判所の機能を十分に果たしているという見方もできますと思います。

ここでは、最近の判例・裁決の中から、原処分が取り消された3つの事例を紹介します。1番目は税務調査と加算税の賦課決定要件に関する裁決であり、2番目は、消費税の帳簿保存に関する裁決であり、3番目は、役員の退職金に関する判決です。いずれも、実務においてよく発生するケースですので参考になると考えられます。

なお、紙面の都合上、事実関係や争点は簡略化

又は省略したものがあることを申し添えます。

【通則法】

I 調査開始後に提出した修正申告が「更正があるべきことを予知してされたもの」か否かが争われた事件（平成22.6.22国税不服審判所裁決）

1 事案の概要

請求人は、税務署の調査開始直後に、請求人の経理担当者が使い込みをしていた事実（以下「本件横領」という。）を調査担当者に説明して関係資料を交付した。その調査の継続中に、請求人は本件横領に係る修正申告（以下「本件一次修正申告」という。）をした。その後、調査の終了に伴い調査担当者の指摘に基づく修正申告（以下「本件二次修正申告」という。）をした。

原処分庁は、本件一次修正申告に係る重加算税及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「本件賦課決定処分」という。）及び本件二次修正申告に係る重加算税の賦課決定処分をした。

請求人は、本件一次修正申告は、更正があるべきことを予知してされたものではないので本件賦課決定処分に不服であるとして審査請求をした。

2 請求人の主張

請求人が本件横領を発見し、直ちにこれを関与税理士に連絡、その指示により関係資料を取り揃え修正申告に至る行動を開始したが、全容の解明に至る前に、たまたま税務調査の予告があり、調査を受けることとなった。

調査の初日に、調査担当者に本件横領の事実を告げ、その段階で呈示できる資料も提出し、解明でき次第、修正申告書を提出する旨の申出を行っている。

調査担当者が、本件調査の最後の講評の際、「本件については、請求人及び関与税理士に任せる。」との意思表示をしているが、このことこそ正に請求人が自ら修正申告書を提出することを決意していることを調査担当者が認識したことの現れであり、本件一次修正申告は、調査に基づく更正予知後の修正申告ではないことを示している。

通則法第65条第5項には、「調査があったことにより更正があるべきこと予知して…」と規定されているので、調査に基づいて更正処分が行われることが予想されたかどうか、つまり、その調査により更正処分に至る確定的な非違事項の把握がされていたかどうか判断基準となる。そうすると、単に調査があったということだけでは足りず、更正処分に至る非違事項が把握されていたかどうかということが重要なポイントとなるが、本件の場合、本件横領に関しては、全く調査が行われていないので、本件賦課決定処分をする場合の要件を欠いている。

3 原処分庁の主張

納税者が、修正申告書の提出を予定して、これに先立って、課税庁に対して修正申告の決意表明を行っていた場合における「更正を予知してされたものでないとき」の判断については、納税者が、自ら進んで修正申告を確定的に決意したというだけでは足りず、課税庁に対して修正申告の確定的な決意の表明をし、この確定的な決意表明に基づいて修正申告をすることを必要とし、また、「修正申告をする決意」が客観的に認められる場合に限りて認められるものと解するのが相当である。本件の場合、本件調査の初日の時点において、本件横領の事実及びこれに係る経理処理等を確認している途中であり、引き続き解明したい旨の申出がなされた事実は認められるが、本件一次修正申告書は調査の継続中に提出されており、この申出をもって、請求人が修正申告書の提出を予定し、これに先立って、原処分庁に対して真に自発的に修正申告をする確定的な決意の表明があったものとは認められない。

通則法第65条第5項にいう「調査」とは、

所得金額の計算の基礎となった事実や法令の解釈適用に係る誤りの個別具体的な指摘を意味するものではなく、課税標準又は税額等を認識するに至る一連の判断過程の一切を意味し、課税庁の証拠資料の収集、証拠の評価あるいは経験則を通じての課税要件事実の認定、租税法その他法令解釈適用を含む税務調査全般を指すものと解される。

調査担当者は、請求人から本件調査の初日において本件横領の事実、及び引き続き当該事実関係の解明に努めたい旨の申出並びに関係資料の提出を受けているのであるから、調査担当者は当然に本件調査において本件横領に係る事項等をも念頭に置いた上で、請求人の帳簿類等の確認を行っているものであり、調査担当者が請求人等に本件横領に係る事項等に関する具体的な質問をせず、また、提出された資料についての説明を求めなかったとしても、本件規定にいう「調査」が全く行われていないと評価されるものではない。

4 審判所の判断…原処分取消し

請求人は、請求人に対する税務調査の開始日の約4か月半前頃には、経理担当者による横領の事実を把握し、関与税理士に当該事実を報告し、その約半月後には本件横領に係る資料を関与税理士に提出して、本件横領に関する修正申告書の作成作業を依頼するなどして、納税者本人において、その申告が不適正であることを発見しあるいはその端緒となるべき資料等を把握し、その後、関与税理士は、事実関係の確認及び修正申告書の作成作業に時間を要していたところ、関与税理士及び請求人代表者は、当該調査の開始日には、調査担当者が帳簿調査を開始する前に、調査担当者に対し、横領資料の写しを交付し、本件横領に係る事実関係を説明し、調査担当者から本件横領の解明作業に関与税理士が行うことのできることを得たもので、税務当局の調査着手後の早期の段階において、納税者から修正申告書を提出する旨の申出がなされたということが出来る。

一方、調査担当者は、当調査の開始前において本件横領につながるような資料は保有しておらず、帳簿調査において、横領行為の一

部について確認するにとどまり、その全容について確認していなかったところ、当該調査により、本件横領に関する事実関係が新たに明らかになったものはなかったものと認められる。

以上によれば、上記申出を受けた調査担当者は、申出に係る部分を除いて調査を行ったものであり、調査担当者の調査により更正がなされることを予知されたと評価すべき事実を認めることはできず、本件一次修正申告は調査があったこととは別に自主的にされたものであり、調査があったことに基づいて提出されたと認められないことから、更正があるべきことを予知してされた修正申告書の提出には当たらない。

【解説】

(1) 更正を予知してされた修正申告

更正を予知してされた修正申告とは、調査があったことにより調査担当者の指摘を受け、納税者も不適正な申告であったことを認識して提出された修正申告であり、通常、調査開始後に提出された修正申告書は、通常更正を予知してされた修正申告書であるといつてよいであろう。

更正予知について、東京高裁昭和61年6月23日判決は、「税務職員がその申告に係る国税についての調査に着手して、その申告が不適正であることを発見するに足りるかあるいはその端緒となる資料を発見し、これによりその後の調査が進行し更正に至るであろうことが、客観的に相当程度の確実性をもって認められる段階に達した後、納税者がやがて更正に至るべきことを認識したうえでされた修正申告は、『更正があるべきことを予知してされた申告』にあたる」としている。

仮に、確定的な非違があることを納税者に告げる前であっても、申告書の審理や資料情報等によりその端緒が把握され、具体的な質問調査等が展開された後に提出された修正申告書なども『更正があるべきことを予知してされた申告書』の範疇であると解され、妥当な判断基準であると思われ

る。

(2) 本件事案について

本件一次修正申告は、調査開始後にされたものであるので加算税の賦課課要件を満たしているようにもみえるが、審判所は、請求人が、調査開始前に不適正な部分を認識しては是正方法（修正申告）を関与税理士に相談していること、さらに、調査開始直後に、納税者が調査担当者に対してそのことを説明し、修正申告書を提出する用意があることを告げている事実及び調査担当者が何ら確認もしていないという事実により、調査開始後の修正申告であっても更正があるべきことを予知してされた申告とはいえないとしており、この審判所の判断は相当であると考える。

(3) 請求人及び原処分庁の主張についての考察

イ 請求人の主張について

通則法第65条第5項の解釈について、請求人は、修正申告が提出される前に「調査により更正処分に至る確定的な非違事項の把握がされていたかどうか判断基準となる。そうすると、単に調査があったというだけでは足りず、更正処分に至る非違事項が把握されていたかどうかということが重要なポイントとなる」としている。

しかし、「更正があるべきことを予知して…」とは、調査により更正処分に至る確定的な非違事項の把握がされていた場合に限るであろうか。

上記判例によれば、たとえば、調査官が帳簿調査あるいは資料情報を基に具体的な案件について質問調査、証拠書類の収集を始めた後にされた修正申告などは、更正があるべきことを予知してされた修正申告といえるのであって、修正申告前に確定的な非違事項が把握されていたかどうかという基準はやや狭義にすぎると思われる。

ロ 原処分庁の主張について

原処分庁は、「通則法第65条第5項にいう『調査』とは、税務調査全般を指す

ものと解される」として、調査担当者が、個別具体的に質問調査をせず、資料請求もしていない場合であっても、調査があったことにより…といえる、つまり、調査に着手していればよいと主張しているようにもみえる。

通則法第65条第5項にいう調査とは、ある取引や経理処理について質問調査をし証拠書類の収集等を行い、その結果、不適正な税務処理があればそれを指摘するという一連の具体的な調査手続きのことであり、抽象的に、調査とは「税務調査全般」というという解釈は、広義にすぎると言わざるを得ない。

(4) 実務上の留意点

通則法第65条第5項に関する上記(1)の解釈は、ほぼ定着したものであるが、課税の現場においては、いまだ争いが発生しているようである。

本判決は、「調査があったことにより」という点について、「調査担当者は本件横領行為の一部について確認するとどまり、その全容について確認していなかった…」として、本件横領に係る調査が行われていないに等しいと認定しており、税務調査のあり方とその後の修正申告のしよう又は更正等の一連の手続きに対する警鐘ともいえる。

また、更正があるべきことを予知してされた修正申告に当たるか否かについての主張、立証責任は、納税者側にある（前掲「東京高裁昭和61年6月23日判決」）とされているところ、本件事案は、調査開始時に請求人が本件横領について顧問税理士に相談して、事実関係の確認及び修正申告書の作成作業をしていたことを調査担当者に説明し、調査終了を待たずに修正申告したという、いわばニッチなケースではあるが、納税者が調査着手の連絡を受ける前に、既に、是正方法を検討していることは、よくあり得ることなので、参考になるのではないだろうか。

(5) 税務調査手続きの明確化について

納税環境整備の一環として課税庁の説明

責任を明確化する観点から、調査手続きに関する法律が平成23年12月2日公布された（下記「参考」）。

その一つとして、調査終了時に修正申告をしようとするなどの場合、納税者等に調査結果の内容（非違の内容、金額、理由）を文書で交付することとされ、従来、口頭等で非違内容を伝達していたことに比べ行政手続きの明確性、透明性の向上が図られることとなった。

納税者や顧問税理士にとっては、調査担当者から客観的な証拠の摘示による否認理由を文書で示してもらうことになり、その後の対応をスムーズに図れるというプラス面があり大いに評価できるものである。

(参考)

○経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律114号）第17条



「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」（旧通則法）
（調査の終了通知）

第七十四条の十一 1 略

2 国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をすべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明し、当該調査結果の内容を簡潔に記載した書面を交付するものとする。

3 略

4 税務署長等は、第二項の調査の結果につき納税義務者から修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付があったとき又は更正決定等をしたときは、当該納税義務者に対し当該調査が終了した旨を書面により通知するものとする。

5 略

6 略

7 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について第七十四条の九第四項第四号に規定する税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項から第四項までに規定する説明等に代えて、当該税務代理人への説明等を行うことができる。

【消費税】

Ⅱ 出面帳（勤怠記録）が仕入税額控除の要件の帳簿に当たるか否かが争われた事案（平成23年3月30日国税不服審判所裁決）

1 事案の概要

請求人は、大工、左官等自営の職人に支払った報酬（以下「本件対価」という。）を課税仕入れに係る支払対価であるとして、課税仕入れに係る消費税額の控除をして消費税申告をした。

原処分庁は、請求人は本件対価について消費税法（以下「法」という）第30条《仕入れに係る消費税額の控除》第8項第1号に規定する課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿の保存がないので本件対価に係る仕入税額控除は認められないとして更正処分をした。

請求人は、これを不服として審査請求をした。

2 請求人の主張

請求人は、職人ごとの作業日や作業現場等をメモした出面帳（以下「本件出面帳」という。）に基づいて月末締めで報酬金額を計算して支払い、支払明細書に押印してもらい、それらを保存している。

確かに、第30条第8項第1号のイからニの記載事項を整然と記載した帳簿は作成していないが、本件出面帳がほぼ帳簿の代用をしているので、本件対価に係る仕入れ税額控除は認められるべきであると主張した。

3 原処分庁の主張

原処分庁は、本件出面帳について、その大半につき、法第30条第8項第1号に規定する法定記載事項のうち、「課税仕入れに係る支払対価の額」の記載がないことから、法定帳簿の保存を定めた同条第7項の趣旨に照らして、これを法定帳簿と認める余地はないと主張した。

4 審判所の判断…原処分一部取消し

請求人が提示した出面帳は、職人名、年月日、作業現場、作業内容が記載されているものであるが、その中には報酬金額が記載されているケースも一部あるので、この部分については記載事項の要件を具備しているものと認められ、課税仕入れ等の税額に係る帳簿に

該当するとして、消費税の納付すべき税額の計算上、その部分に係る仕入税額控除の適用を認めて、原処分の一部を取り消した。

【解説】

(1) 課税仕入れの税額に係る帳簿

法第30条第1項は、国内において行う課税仕入れについて課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する旨規定し、同条第7項において、第1項の規定は、事業者が課税仕入れの税額に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、その保存がない課税仕入れに係る課税仕入れの税額については適用しない旨規定している。そして同条第8項第1号は課税仕入れに係る帳簿等の記載事項を規定している。

その記載事項とは、①課税仕入れの相手方の氏名又は名称、②課税仕入れを行った年月日、③課税仕入れに係る資産又は役務の内容、④課税仕入れに係る支払対価の額の4つであり、通常は、買掛金元帳（仕入先その他の取引の相手方別に取引年月日、内容、金額を記載したもの）がほぼこの要件を満たしているので、改めて、消費税申告のための帳簿を作成する必要はない。また、書式、名称の如何に拘らず、上記記載事項の記録したものであれば帳簿保存要件を満たしていることになる。

(2) 本件事案について

本件事案は、法定記載事項の一部を欠いている場合には、そもそも帳簿とは認められないのか、又は、全て（4つ）の法定記載事項が記されている部分については部分的に帳簿として認められるのかについて判断したものである。

審判所は、法定帳簿の保存を法が定めた趣旨に照らせば、法定記載事項の全てを満たしていると認められる部分のみを法定帳簿と認めることが、法定帳簿の保存を定めた法の趣旨に反するとはいえないとして、原処分庁の主張を斥け、一部、請求人の主張を認めたものである。

原処分庁が、一部でも法定記載事項を欠

いたものはそもそも全体が帳簿ではないと主張した（オール・オア・ナッシング）ことに對して審判所が「否」とした点は大いに評価できる。

(3) 実務上の留意点

小規模事業者の場合は、法30条第9項第1号の請求書等（本件の場合は支払明細書）を保存していれば仕入税額控除の計算ができるので、帳簿は簡略化したものでよいのではないかと安易に考える向きがあるが、全ての法定記載事項を満たす帳簿の保存は絶対的要件であるので注意を要する。

法定記載事項が一部でも欠落しているものは帳簿とは認められないのであり、本件のように作成目的が異なる出面帳をもって帳簿に代用しようというのは、やや無理があるが、改めて、消費税申告のための「帳簿」を作成する手間をかけるまでもないということであれば、出面帳に報酬金額を補記すればよいのである。

なお、消費税申告の際に、帳簿が保存されていることが原則であるが、調査段階で調査担当者から不備があるとの指摘を受けたときに、記載不備の部分を補完する旨を申し出て補完記入をすれば、実務上、仕入税額控除の否認にまでは至らないことが多いと思われる。

（平6.12.12裁決）

「帳簿等には、仕入先としてその氏名の氏に相当する部分が記載されているのみであり、また、請求人は、本件調査の際に本件仕入先を明らかにして記載不備を補完しようとしなかったことから、帳簿又は請求書等の保存がない場合に該当するとして、仕入税額控除の適用を認めなかった事例」

【源泉所得税】

Ⅲ 専修学校の理事長が学院長職を辞したことに伴って支払われた金員が退職金か否かが争われた事件（平成23.4.14京都地裁判決）

1 事件の概要

コンピュータ教育関連の専修学校の甲理事長が、同専修学校を構成するA学院の学院長を退任し、最高顧問に就任する旨の理事会を決議したことを踏まえ、甲に退職金（以下「本件支払い」という。）を支払い、源泉所得税を納付したところ、原処分庁は、本件支払いは賞与の支給であると認定し、源泉所得税の納税告知処分等をした。

専修学校は、源泉所得税等の納付後、不服申立てを経て、納税告知処分の取消しを求めて提訴した。

2 原処分庁の主張

(1) 退職手当等（退職手当等の性質を有する給与）

役員の分掌変更等によりその地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることにより、退職手当等として支給した給与は、退職手当等として取り扱われる（所得税基本通達30-2（3））。

(2) 本件支払いについて

①甲は、A学院長を辞任した後も引き続き、対外的に唯一原告を代表し、原告内部のすべての事務を統括する理事長職の地位にあり、理事長として重責を果たしていたので、経営上の重要な地位が他者へ引き継がれたということではなく、②また、本件支払いは、甲が退職したA学院長としての過去勤務を評価して支給されたものではないので、甲の勤務に対する報償ないし給与の一部の後払いの性質を有せず、③さらに、本件支払いは、甲の金融機関からの借入金の返済に併せて分割支給されており一時金として支払われていないので、本件支払いは、所得税法（以下「法」という。）第30条第1項の退職所得には該当しない。

なお、本件支払いは、甲の平成15年分の譲渡所得に係る多額の損失との損益通算をすることができるようにすることを念頭において行ったものである。

(3) 裁判所の判断…原処分取消し

イ 退職と同視できる事情の有無（退職所得要件①）

甲の平成15年12月末日の前後における職務の変動について、従前の勤務関係の延長とは認められないなどの特別の事情があるかを検討するに、A学院長退職後の甲の職務は、教育長として行う象徴的な業務に限定され、給与等の対価は支払われず、従前のA学院長の職務内容及び法的地位とはその性質を大きく異にするものである。

また、甲のセンター長の職務についても、本件センターにおいて各国からの来賓や在日大使の接待を行うほか、海外の関係者との懇談会を行うことなどであって、学院長の職務とはその内容を大きく異にし、給与についても対価として月額70万円の給与が支払われていたものの、従前の月額160万円と比較すれば約56%の減額となる上、契約期間を1年とする嘱託職員雇用契約という雇用形態になったことにかんがみれば、その法的地位に重大な変動があったといえることができる。

また、甲の平成15年までの職務は、A学院長としての職務がその大半を占めており、A学院長辞任後は、センター長の職務に従事していることから、職務の性質、内容、労働条件等において重大な変動があったといえることができる。

なお、原告の金融機関からの借入れについて甲が理事長として連帯保証をしていたところ、それらの金融機関が、甲が理事長を退職して連帯保証を解除することに対して難色を示したことも、甲が引き続き理事長に止まった理由の一つであるとする原告が主張するのも不自然とはいえない。

ロ 従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質の有無（退職所得要件②）

本件支払いは、A学院の退職規定に基づいて算定したものではなく、詳細な算定根拠も記録されていないが、甲が学院の創立者であること等からすれば不合理な金額であるともいえないので、継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務

の対価の一部の後払い的な性質を有することは明らかである。

ハ 一時金として支払われること（退職所得要件③）

本件支払いは、45か月の分割払いであるが、年金制度等に基づき支払われたものでなく、原告の理事会において本件金員の総額が決定されていたことから、年金と同視し得る程度に長期に及んでいたとまでいうことはできないことを併せ考慮すれば、「一時金として支払われること」との要件を欠くものではないと解される。

【解説】

(1) 退職と同視できる事情の有無について

退職と同視できる事情がある場合については、所得税基本通達30-2 (3) にその例が示されている（法人税基本通達9-2-32 《役員の分掌変更等の場合の退職給与》の取扱いも同様である）。

これを要約すると、①分掌変更の事実があること、②経営上の主要な地位の引継ぎがあること、③給与が激減していること（おおむね2分の1以上の減少）の3要件ということになる。

過去の判例では、これらの1つでも欠けている場合は、退職手当等とは認められていない（平17.2.4東京地裁、平18.2.10京都地裁・大阪高裁）。

本件について、被告（原処分庁）は、甲は最上位の役員である理事長職にとどまっていることをもって、分掌変更の事実はないという主張をしたが、一方京都地裁は、甲は、実質的に、A学院長職を辞任した上、①嘱託契約によりセンター長に分掌変更していると認定、②職務内容も激変、③給与も激変していることから、退職と同視できる事情にあると認めたものである。

従来の課税実務では、甲が執行機関である理事会のトップである理事長職にとどまっているという事実は、判断を左右するほど重要視される要素であると思われる。しかし、京都地裁は、甲が形式的、一時的に

理事長職にとどまっていたとしてもそれは特別な事情があつてのことであり、むしろ教育長という象徴的な職務とセンター長の職務に従事しているにすぎないという事実を重視し、理事長職は辞任したに等しいと評価して、退職と同視できる事情があつたものと認めたものであろう。やや複雑な甲の地位と職務関係を紐解いて丁寧な事実認定を行ったものと評価できる。

(2) 従来の継続的な勤務に対する報償ないしその間の労務の対価の一部の後払いの性質の有無について

判決は、甲がA学院の創立者であること、従前の甲の職務は、主として、A学院長であつたということ、さらに、退職後は象徴的な職務である教育長及びセンター長という職務に限定して従事し、従来に比較して著しく減額した給与の支給を受けていることから、本件支払いは、A学院長時代の給与の後払い、つまり退職手当等であることが明らかであると認定している。

原処分庁は、本件支払いはA学院の退職規定に基づいた支給ではないこと及びその算定根拠も明確でないことという2つの消去法的な理由をもって、退職手当等とは認められないとしているが、課税実務ではよく用いられる論理である。

これに対して判決は、甲はA学院の創立者であること、従前の甲の職務は主としてA学院の学院長であつたということ及び甲のA学院長退職後の勤務実態の変化とその給与が激減していることの一連の事実関係を総合的に評価して「従来の労務の対価等の後払い」という判断をしたものといえる。

(3) 一時金として支払われることについて

退職手当等とは退職に起因して一時に支払われる給与（法30①、所基通30-1）であるから、法令上は退職の分割払いは想定されていない。

ただし、通常、多額な支出となる役員退職給与の性格上、その法人の資金繰り等の理由による一時的な未払金等への計上までも排除することは適当ではないことから、

法人税では、「原則として、未払金等の計上は認められないが、例外として、短期の分割払いまで排除しない」という取扱いを通達により明らかにしている（法基通9-2-32（注）平成19年新設）。

なお、これは退職給与の分割による損金計上を認める趣旨ではないことはいうまでもないことである。

(4) 実務上の留意点

同族会社におけるオーナー社長が高齢のため社長を辞任して代表権のない会長に就任し、代わって子供が社長に就任する、その際、給与についても減額しているというケースがよくある。

このようなケースにおいて元社長に対して支払う役員退職金については、会長に退いた後も、オーナー会長として依然として経営の実権を握っている状況にあれば、仮に形式的に分掌変更をしたとしても、実質的に経営上の主要な地位を占めていると判断される可能性が高い。

オーナー社長（甲）が退任して監査役に就任し、その際に支払われた退職金が争われた事例で、依然として会社の筆頭株主であるとしても、その職務内容が激変しており経営に関与していることはうかがえないとして実質的に退職したと同様な事情があると認めた判決がある。（平成20.6.27東京地裁）。

この場合、甲が、社長退任前後にその病状が悪化して手術をしたのをきっかけに、徐々に業務が減少しその重要性が低下してきたという事実が評価され、依然としてオーナーとして重要な意思決定を行っているとした原処分庁の主張が排斥されたものである。

これが、会長に退いた後も対取引先との交渉や折衝は引き続き会長が中心となつて行っているとか、取締役会にも出席して強い発言権を有しているような場合には、実質的に退職したのと同様の事情にある場合とは認められない可能性もあるので注意する必要がある。

新春随想

年男・年女



八十四歳、 よく生きてきたな

湯ノ上光昭 ゆがみ みつあき

2011年11月3日、32年前のこの日他界した母の霊を弔うために、私共夫婦は浅草の東本願寺へお詣りした。広い本堂の中、祭壇の前には、いつもと同じ椅子が何列にも並べられているが、お詣りの人はまばら、閑散とした佇まい、何か心落ち着く雰囲気が嬉しかった。

久し振りの浅草、浅草寺にもお詣りしようと、雷門通りに入ったら、沿道に“東京じだい祭”と書いた旗指物が林立、道路脇にゴザを敷いて人の群れ、何事ならんと、腕章を捲いて交通整理に当たっている御仁に聞いてみたら、浅草寺開基、推古天皇26年（628年）以来今日まで約1400年を、24組の時代絵巻きに分けての、祭り行列が通るのだという。毎年1回、この時期に実施し、今年は23回目というから、平成元年に始まったのだろうが、私は初めて知った。

行列の出発地は、浅草寺の裏手とのことで、折角1年に1度のお目出度い催事に巡り合わせたのもご縁と、お寺詣りの人波を掻き分けて、裏手へ廻ろうとしたが、厚い人波に阻まれて行けそうにない。そこで、浅草寺本堂にお詣りして、その右手の階段の上に出てみた。見下ろせる道路を行列が通るというので、行列を見ようと厚い人の群れ。直ぐ左手奥が凄い人ばかり、そこが出発地点らしいので、私達夫婦も、本堂端石段の上の人波に混って待つことにした。

3、40分も待ったろうか、賑やかな笛、太鼓の音に、人の掛声が混って、行列の来る気配、背伸びをして左手を見ると、金色の龍が勇壮に舞いながらやってきた。長さ20mもあるのだろうか、物凄く大きな金色ピカピカの龍を、屈強な男衆が、右に左に振りながら練り歩く様は、将に龍神様のお通り。

観音様が祀られた1383年前の夜、その堂宇を守るように、周辺に千本もの松が生え、天から長さ百尺の金の龍が舞い下りたとされる伝承に因ん

で、金龍が第1組目に舞うのだという（東京新聞・記事）。第2組目は、歌舞伎役者、中村勘三郎扮する徳川家光が、御座船安宅丸に座してお出まし、その船首にも龍の頭、豪華な絵巻である。江戸に縁のある歴史絵巻・芸者・新撰組・鹿鳴館と時代諸相を切り取った絵巻観物

に、道路脇の群衆からヤンヤの拍手喝采、立ち詰めの疲れも忘れる思いで見入った。観終って、やはり印象に残ったのは、第1組目の“金龍の舞”であった。

“龍”といえ、2012年は辰年である。私は“年男”、大江戸観音巡り第一番札所の、浅草寺で“龍”に遇えたのは素晴らしい、縁起がいいぞと、女房と顔見合わせて喜びあった。

古来、龍は龍神・水神として崇められ、干支12の動物の中で、唯一架空の聖獣であるが、希望と祈りの対象であった。金色の鱗を光らせ、宝珠を啜えて乱舞する姿は実に頼もしい。

私の生れ年1928年は^{つちのえたつ}戊辰、龍といわないで何故“辰”なのか不明である。その60年前の戊辰は、1868年（慶応4年、明治元年）幕藩体制の崩壊を告げる鳥羽伏見の戦・戊辰戦争の年である。その前年、67年には、坂本龍馬が暗殺された。私がこの世に生を受けた、僅か60年前に龍馬が死んだんだ、ということ、何か信じられない感覚である。

そして、今、1928年以来星霜を累ねて84年、振り返ってみると、昭和の大不況・満州事変・支那事変・大東亞戦争・敗戦は1945年…この間、僅か17



年である。1937年（昭和12年以後）小学生の頃、日の丸の小旗を振って、毎日のように出征兵士を見送った。街角で、オバさん達が千人針の布を持って、道行く女の人に一针指して貰う光景は、日常茶飯事、特に珍らしくもなかった。

1944年、中学3年の夏、鹿屋海軍航空隊に学徒動員で狩り出され、飛行機の掩体壕掘りの土方仕事、その冬は、小倉の陸軍工廠へ動員、これは全員ではなく指名されたものだけ、何故か私も指名され、寒さに震えながら、約1ヶ月兵器作りの旋盤台に向った。更に、中学4年時には、遠く、佐世保の海軍工廠へ送られ、トロッコ押しの重労働に氣息奄奄、夜寝床に入ると、蚤、南京虫の猛襲に会い、シャツの縫い目には、シラミがビッチリ群生しており、その虫共を潰すのが、夜の日課であった。おまけに毎日の食事は、大豆粕か小麦、おかずは漬物2切、具のない味噌汁であった。

佐世保は軍港、米軍の空襲は殊の外ひどかった。私は病気のため遅れて狩り出されたが、1945年7月頃は焼野ヶ原、死体の累っている焼け跡を歩いて、工廠の地下工場へ通った。そして、我々もいつ空爆に殺られるか気になりながらも、正直、日本が負けるとは思わなかった。

1945年8月、負けるとは思わなかったその負けがきた。鹿児島市にもアメリカ軍進駐、私共の中学校は進駐軍に接収され、生徒は、市の郊外にあった旧陸軍の兵舎跡で、授業再開となった。

戦後、経済の混乱、深刻な食糧不足は、人の生きる力を奪う勢であったが日本は見事に復興した。今、改めて、よくぞあの戦火を潜り抜け、戦後の未曾有の混乱を乗り越えてきたなど、日本の強さに感謝している。そして、84年、よく生きてきたなど感慨一入である。今から何年生きられるか神のみぞ知るで、唯々、生かされている生命、一日一日を悔なく、大事に生きたいとの思い切である。

ところで、先般、新聞広告で気になる本が目にとまった。「辰年生まれは、秘密の深い人」という表題、筆者は「友常貴人」とあるが聞いたことのない名前。出版社は「三五館」。本屋で探したが見当たらないので、注文を出し日ならずして手に入った。2004年初版発行、2011年18刷との奥書き、結構読まれている本なのか、2012年が辰年だから刷増したのであろう。“龍”を“辰”と書く所以も書いてある。目次の表題も意表をついてい

る。曰く、第2章「辰歳生まれは神の子である」。第4章「辰歳の代表“行基”を謳おう」等。王貞治、古賀政男、渥美清も辰歳とのこと。また、辰歳には美人が多いと、大空真弓、浅丘ルリ子、桃井かおり、薬師丸ひろ子等の名前が上っている。そして、「21世紀の平和は、辰歳生まれが達成させる」と、辰歳生まれに大いなる期待が寄せられている。こんな調子で、辰歳に累々ねおほめの言葉を戴き、ありがたい思いであるが、同じ辰歳でも84歳は、もう人様の害にならないよう生きることかなと思う昨今である。

2011年は、東日本大震災、福島原発の破壊という前代未聞の不幸に襲われ、被災地の皆様の苦悩ははかり知れないものがある。更めて心からお見舞い申し上げ、2012年は壬辰年“壬”は意気盛ん、好運を招くとある。2012年、壬辰“金龍”の勢に乗って復興を果し、再びの幸せを掴もうと祈りたい。感謝の思いを込めて、合掌。



にほんばしの赤坂です

あか さか みつ のり
赤坂光則

平成24年2月14日のバレンタインデーの日で、72歳になる。

6回目の年男である。

お陰様で尿酸値とクレアチニンが少し高いといわれ医者の方で薬を服用しているほかは至って体調は良い。有難いことである。

毎日仏壇に向かって般若心経を唱えながら健康に感謝している。

健康を維持するための特別のことをしているつもりはないが、ゴルフの飛距離が落ちないようにという願いをかねて、週1回はスポーツクラブに通って筋肉トレーニングをしている。そのせいか先日デパートでジャケットを合わせていたら、昔はAB身であった既製のサイズがBB身になっていた。努力の成果は楽しいものだ。

さて、日本橋支部に所属して24年になる。これまで神田支部、下谷支部（現在の東京上野支部）、船橋支部と歩んできたが日本橋支部が断トツに長い。

お陰様で多くの諸先輩の先生方にお世話になり

大変感謝している。

その割合にはあまり恩返しをしておらず、確定申告、法人会、商工会議所その他の税務相談員、記帳指導員、講演のほか現在は情報システム委員、研修部の幹事として及ばずながらお手伝いをさせていただいている。

地方に出ての講演の機、「にほんばしの赤坂です」といって笑いを誘っています。

私にとって講演は健康のためだと思っている。この場合の健康は体の健康と頭（こころ）の健康である。講演のレジュメ作成は正に頭（こころ）の健康法だし、大きな声を出して人前でお話するのは体の健康法である。

したがって講演は、これからも健康である限り続けていきたいと思っており、講演を続ける限り健康でいられるとも思っている。

いつまでも「にほんばしの赤坂です」と言えるように。



我が家の正月

おお にし けん いち
大西 健一

小生、生れてから72回正月を迎えたことになるが、大晦日を他人の家で過ごしたのは、たった1回、新規採用として信濃中野税務署に赴任した年だけである。

この年は、宿直をたのまれた独身者（ひとりもの）を気の毒に思った税務署の前の食堂の一家が、一緒に年取りをさせてくれた。

その1回を除けば、長男のせいもあって、我が家で新年を迎えているので、他家の正月はTVあるいは本などで見る以外は知らない。

雪深い信州の我が家の暮から正月の所作で他ではあまり見聞しないものをあげてみる。

まず、暮の12月30日の夜は「福留（止）め（今年の稼ぎもこれで止める）やきもち」と云って、最近東京などでも名が通るようになった「おやき」を灰の中で焼いて（もちろん灰といっても真赤に燃えた火の中で）食べたものである。

そして、元旦の朝は出来るだけ早く、つまり真夜中に井戸で「若水（わかみず）」を汲んで、この水で「うどん」を打ち、ゆでて家族皆でいただくのである。

この「若水」を汲むのは長男の役目で、真夜

中、雪の中を裏の井戸まで手桶をかついで水汲みに行ったものである。

これがちょっと図々しく思われるかもしれないが、「今年も一年太く長く生きよう」ということらしいのである。

そして食事が済むと今度は“^{はがため}菌固”をいただく。菓子を含めいろいろなものがあって、大きな楽しみであったがこれに絶対欠かせないのが「栗」と「柿」である。これは今年一年「くりまわし良く（手順良く）掻き込む（福を引き寄せる）」ようにという願いを込めてのことらしい。

そして翌2日の朝は又「やきもち」を焼いて食べる。これも確か「福はじめ」というような意味を聞いたことがあるが定かではない。

当然2日は「初荷」であり我が家ではどうやら「おやき」が「俵」あるいは「福（金）」を表しているような気がする。

なお、大晦日に出来るだけのごちそうをして年取りをするのは他所と変わりのないと思うが、我が家は昔から大晦日だけは鼠にも年をとらせるという、鼠のいつも通る場所にお米を置いておいたものである。

そして「七草粥」はどこでも食べると思うが、20日正月には「小豆粥」を食べるのだが、これは他にもあるのだろうか。

そんな正月も父が逝き、母を東京の我が家に連れてきて迎えるようになったここ十数年は、時々家内の焼いてくれる「おやき」もあるが、確実に毎年やっているのは太く長く願って（？）元旦の朝の「うどん」だけである。



源氏物語に魅せられて

くぼとよこ
久保豊子

毎年の、春と秋の京都出張は、私にとって、この上なく心躍る旅のひとつです。広い御所のすぐ近くに尋ねる法人があるのですが、もっと強く私を誘ってくれる、魅せられた秘密の場所があるのです。寺町通りの中ほど、梨木神社の近くにひっそりとたたずむお寺。桜の花びらが舞い落ちるさまを見ていると、千年前、この場所で、きっとこのようにして紫式部先生も満開の桜を見ていたに違いない。源氏物語のどのあたりを書かれていたのであろうかと、世の中のすべての雑事から解



放されて、千年前の空想の不思議な世界に入り込んでしまいます。心地よい時間の流れの中で、自分のここを遊ばせていると、もう、そろそろ時間ですよ。と、いつもの私が仕事の時間を告げてくれる穏やかな春の一日です。

秋のある日、広い御所の松木立の中で、ふと誰かに呼び止められた気がしました。立ち止まってみると、今まで、何度となく歩いていたのに気がつかなかった土御門邸の小さな標識。

「秋の気配いり立つままに土御門殿のありさまいわむかたなくおかし。…」あたりを見渡しました。池はどのあたりにあったのだろうか？遣水はどのように流れていたのだろうか。心わくわくして、紫式部日記の情景が浮かんできます。今、私の立っているここが、藤原道長の屋敷跡の土御門邸。時は寛弘五年（1008年）9月11日、牛の刻。待ちに待った敦成親王の誕生！

紫式部が彰子中宮にお仕えし、土御門邸での親王誕生期を克明に記した秋の日々。平安の人々の息づかいまでが伝わってきそうなひと時に、甲高

い金属音で分け入ってきたケイタイ。「1000年の時を超えて生まれた音のなんと情緒のないことよ。…」独り言をつぶやきながら、現実には舞い戻りました。これが、昨年までのなんともものどかな春と秋の私の小旅行です。

しかし、ことは一変。2011年3月11日。千年に一度という大災害が私達に襲いかかりました。地震、津波、原発！という三重苦の中で、国の安全があってはじめて個人の幸福追求が可能になる。私の源氏物語のロマンも心地よい京都への旅も、まさに生きていくことさえも、日本がぶっ飛んでしまっては到底実現できぬ。この年まで生かさせていただいて、初めて脳天から頭を叩かれた気がいたしました。なんという平和ボケの日々を送っていたことか、と。

今夏、八月のある日、やっとの思いで故郷伊勢への帰省をはたすことができました。あの、悪夢の日以来、何とかして、一日も早く天照皇大神様に日本を救っていただきたい！その一念で、必死にお祈りをさせていただきました。

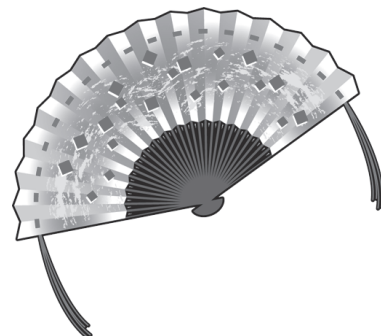
今まで生かしていただき、いろいろな仕事をさせていただき、色々な人々のご縁をいただき本当に有難い！あたりまえだと思っていたことが、実はとてつもなく有難い幸せなことなのだ。と、恥ずかしながら、実感としてわかったのです。

下げた頭の上を爽風がわたっていきました。

「何事のおわしますをばしらねどもかたじけなさに涙こぼるる」

900年前、西行法師伊勢神宮参拝時の歌です。

そして、私は今年年女です。今年も、今を、生かしていただいていることに感謝しながら、源氏物語のロマンのなかで申告期限との取っ組み合いを続けます（23年11月29日）。



優勝で野球部全員海外旅行に！

さかした しん いち ろう
坂下 眞一郎

日本橋支部の皆様 あけましておめでとうございます。

人生早いもので今年60歳になります。学生時代の仲間と年に一度恩師の先生を交えて集まっていますが、昨年集った時も、いつも通り学生時代と何ら変わらない、にぎやかで楽しい会話がありました。身体は多少無理が利かなくなりましたが、気持ちは学生時代のままなのです。実際60歳の誕生日が来ると実感が出るのかもしれませんが、それまでは気持ちだけは若く、少し抵抗しておきましょう。

私が税理士になったのは昭和も終わる直前の頃です。父が昭和33年から税理士をしていましたので、税理士は家業でありました。父と共に事務所を支えていた亡き母から、大学卒業の時に税理士の勉強をして父のあとを継いだらと勧められたのです。それまで普通に就職しようかどうか迷っていた私は、母の言葉に背中を押されました。大学時代は経済学専攻でしたが、アメリカンフットボールの同好会を仲間と作って熱中していました。おかげで余り勉強するヒマはなく、留年はしないもののやっとギリギリ4年間で卒業できたというような具合でした。卒業間近に、いざ税理士の勉強を始めようと思って村田簿記学校に願書を出しに行きましたら、4月授業はメ切っていて5月より勉強を始めるといった何とも惚けたスタートでした。生まれて初めてというような真面目な勉強をして、簿記論、財務諸表論は予定通りに合格しましたが、法人税法は足掛け5年かかり、父の事務所に勤務しながら9年かかって何とか税理士資格がとれました。

父の事務所内で登録し、平成20年より父の事務所を引き継ぎました。今となっては遅いのですが、若いうちに一度他人の事務所で修業させてもらっていたら良かったと思います。還暦を迎える思うのは、人生のやり直しはできないということでしょうか。

昭和61年の2月の税理士登録以来、日本橋支部に始めからお世話になっています。現在は日本橋支部の理事に選任されて2期目となり、東京税理



右から3人目が筆者

士会の理事会に月1回出席しています。東京税理士会ではどこかの部会に所属しなくてはならず、税務審議部も所属して2期目になります。第1小委員会では「25年度税法改正要望の地方税」の担当、第2小委員会では「税と社会保障の一体改革の番号制度」の両方を掛け持ちし、第1第2を取り纏める税務審議部会も出席するようになり、1月末の提出日迄の日程がかなり大変です。

世界的なグローバル化の中で、これからの日本は不安材料がいっぱいあります。TPPの問題、東日本大地震の復興問題、国家予算の半分しか税収が無く国債発行しデフォルトは大丈夫か、社会保障の赤字を国家予算の3割で補てんし更に消費税増税してやっていけるのか、それに伴う社会保障と税の番号制度の問題等、難問山積です。税を扱う仕事の上では、国家経済の舵取りが切実に気になります。

登録調査の時、前々日本橋支部長の河原先生に野球部に入らないかと誘われ、野球部にいた縁で支部幹事になり、10年間は東京税理士会厚生部に所属していました。厚生部にいた関係でTNG（日本橋支部ゴルフ部）には大体出ていますがゴルフは中々上達しません。野球部には現在も名前だけ所属しています。我々が現役だった平成3年に優勝して以来、日本橋支部野球部には優勝の期待がかかっています。是非、今年は優勝して野球部全員で海外旅行に行きましょう！

縁起の良い
辰年生まれを増やそうざい っ りょう こ
財津 良子

辰年の人は「陽のエネルギー」が強く、多くのことに挑戦します。葛飾北斎、ジャンヌダルク、

フローレンス・ナイチンゲール、チェ・ゲバラ、ジョン・レノンなど、辰年生まれは高い理想を掲げ、果敢にチャレンジして歴史に名を残します。

発想力も豊かで、地上、空中、水中を駆け回り、雲や雨を自在に支配する力をもつ辰のごとくスケールが大きいのです。辰年生まれの向井千秋も日本女性として始めて宇宙に行きました。

芥川龍之介、林芙美子、太宰治など生まれつき文才がある人も多く、「変化を厭わない」豊かな発想力で先手先手と行動していくため、それが事業経営に発揮されると有利に働きます。

私が顧問を務める会計事務所の所長も、電子申告の100%導入や税理士法人化など常によりよい方法を採用していこうとされる方です。1000人セミナーを開催したり、事務所30周年記念をホテルオークラで開いて芸人のテツandトモがお祝いにかけつけたりするなど大イベントもお好きです。その卓越した発想力と行動力、大らかでオープンな態度に多くの人が惹きつけられるのも辰年らしい魅力といえます。

歴史上、辰年生まれには成功者が多いため、それを見込んで中国では辰の年に出生率が上がるそうです。日本では、総人口に占める辰年の割合は8%で12支のうち10番目ですから、残念ながらそれほどでもありません。

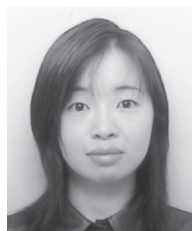
辰年生まれを出生年別にみると、昭和27年生まれ（平成24年中に60歳になる人）が185万人で最も多くなっています。この年は、サンフランシスコ講話条約で日本の主権が回復した年です。次いで昭和51年生まれ（同36歳）で183万人。植村直巳が12,000キロの犬ぞり北極圏横断を果たし、ロッキード事件で騒然とした年でした。昭和39年生まれ（同48歳）は168万人。東海道新幹線・名神高速道路・首都高速道路が相次ぎ開通し、東京オリンピックが開催されて戦後の復興を世界にアピールした年です。昭和15年生まれ（同72歳）は167万人。第二次世界大戦の枢軸国の原型となった日独伊三国軍事同盟が締結された年です。昭和63年生まれ（同24歳）は131万人。消費税法が成立し、青函トンネルと瀬戸大橋が開通して日本列島が一つにつながった年です。そして、平成12年のミレニアム生まれ（同12歳）は119万人です。会計ビッグバンで税効果会計が導入され、後の武富士事件の引き金となる国外財産課税を盛り込ん

だ相続税法改正の年でもありました。

こうしてみると、辰年には革新的なことが起こっています。また、少子化が進んでいることもわかります。

東日本大震災後、わが国経済は、回復・復興の動きに支えられて立ち直りつつあります。欧州金融危機、中国の失速、タイ洪水の長期化、円高による競争力の低下などのリスク対応もありますが、日本の最重要課題は中長期的な成長戦略です。その鍵は就業者数の伸びとGDPの上昇にあります。

稼ぐ人を増やすためにも、縁起が良い辰年にあたる平成24年には、多くの才能豊かな子供たちに生まれきてほしいと思います。私の大切な友人が最近、小さな生命を宿しました。その子も辰が持つ、どんな願いも叶える力があるとされる如意宝珠（真珠）をがっちりつかんで、無事に生まれてきて欲しいと切に願っています。



大切な出会い

税理士法人 レコルテ
さいとう
齋藤 るみ子

日本橋支部会員の皆様、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

私は、昭和51年生まれの辰年、今年で3度目の年女を迎えました。年女といえば、12年を周期とする人生の節目となる年ですが、振り返ると、前回の辰年前後から、とても大切な出会いが幾度かありました。

まずは、今年で13歳となる愛犬との出会いです。私は、生まれて初めてきちんと話せた言葉が『パパ』でもなく『ママ』でもなく、『イヌ』という言葉だった位、犬が好きで、幼少の時以来飼っていなかった犬が飼いたくてたまらず、今の愛犬を飼う事ができた時には、幸せな気持ちでいっぱいでした。

当時は、まだ税理士試験の勉強中であり、勉強の合間に愛犬と遊ぶ事が良い息抜きとなりました。平成13年に税理士試験の最後の科目に合格できたのも、愛らしい姿でいつも心を癒してくれた愛犬の手助けがあったからだと思っています。

次に、都内に勤務するようアドバイスしてくれ

た前職の先輩との出会いが、人生に転機を与えてくれた大切な出会いとなりました。

その先輩には平成14年頃、地元にある少人数規模の会計事務所で出会いました。当時の仕事に慣れてきたある日、先輩から『県内の会計事務所ではなく、規模が大きい顧客もいるような都内の会計事務所に勤めた方が、様々な知識や経験を得ることができる。』との話がありました。アドバイスを頂いた当初は、通勤時間を考えると近場が良く都内での勤務を考えていなかった私ですが、その先輩が『地元の小規模の会計事務所と都内の会計事務所』を『町医者と都内の大学病院の医者』に例え、小規模の会計事務所の良さ、小規模の会計事務所だから経験出来る事、逆に都内の会計事務所の良さ、都内の会計事務所だから経験できる事等の話があり、数年間地元の会計事務所で働いてきたので、今度は都内に勤務してみようと心を動かされ、結果、平成17年に現在の税理士法人に就職することになりました。

実際に、現在勤務する税理士法人では、これまで勤務していた事務所では経験できなかったような案件が多々あり、様々な知識を得ることができました。また、尊敬する上司と出会い、様々な知識を習得している上司の下で働けることで、私自身も向上心が高まります。12年前には、都内で勤務する事を全く考えていなかった私ですが、現在は、東京の中心部にある税理士法人に勤務することができて良かったと日々思います。

最後に、昨年入籍した主人との出会いも、欠かすことが出来ない大切な出会いとなりました。知り合ってから数年、長期休みがある時は様々な場所へ旅行に行きリフレッシュし、普段の生活においても、異業種で働く主人の日常の出来事等を聞くと気分転換となったり、日々心身ともに支えてくれる主人のおかげで楽しい毎日を過ごすことができ、また時には残業で帰宅がとても遅くなることがありますが、仕事への理解を示してくれる主人のおかげもあり、現在の職場で働き続ける事ができます。

これまでの12年間に大切な出会いがあったよう、これからの12年間にも大切な出会いに巡り会える事を願いつつ、日々の仕事にも励んでいきたいと思います。



自分への教訓

AGS税理士法人

まえ だ つとむ
前田 努

あけましておめでとうございます。

「年男」という言葉は、12年前に聞いてから「次はだいぶ先だな」と思っておりましたが、あっという間にきてしまった感じがします。

この度、このような機会を頂戴しましたので、僭越ながら、自分のこれまでの振り返ってみたいと思います。

最初の12年を振り返りますと、今に比べて一年一年が非常に長かったような気がします。私は1976年に富山市に生まれ、1回目の「年男」だった1988年は小学校6年生で、マラドーナに憧れサッカーに明け暮れておりました（もちろん、マラドーナには遠く及びませんでした）。毎日、チームメイトとサッカーすることが楽しくて堪らず、仲間と一緒に何かをする楽しさを学ぶことができたと思います。また、落ち着いた環境でのびのびと成長することができましたし、私のモットーである『とりあえず何事も笑って』が形成されたのは、この頃かもしれません。

次の12年間は、皆さんも同じかと思いますが、中学、高校、大学、大学院と、自分の世界も広がりのある事を吸収した時代でした。

中学、高校時代は正直、勉強していない方でした。世間がバンドブームだったこともあり、同級生とコピーバンドを組んで結構まじめにやっていました。今では恥ずかしい思い出ですが、個性ある友人も増えましたし、人前に立つ度胸がついたという点では今に生かさせているかもしれません。

大学時代は、高校時代から何とか東京へ出たいと考えておりましたので、富山から上京し大学生生活を送りました（両親には本当に負担をかけましたし、いくら感謝しても足りません）。地元から東京に出たこと、大学でいろんな友人と出会えたこと、友人との海外旅行で世界を感じたことで、自分の価値観、世界観が変わりましたし、『人との出会い、繋がり』の大切さを実感しました。税理士になろうと思ったのも友人が「税理士」とい

う存在を教えてくださいました。2回目の「年男」だった2000年は大学院生でしたが、同級生の社会人の方々と接することで、社会へ出る準備ができたと思います。

直近の12年間は、本当にあっという間でした。学生から社会に飛び出し、税理士として恥ずかしくないようになろうという思いから、『何事にもチャレンジ』するという気持ちで仕事に接してきたと思います。弊社に転職してからは、税務顧問だけでなく、IPO支援や企業再生支援など様々な業務に従事させていただいております。それら業務の中においては、対応が難しい局面もございますが、自分自身がチャレンジする気持ちで粘り強く対応していれば、何かしらの結果を得られるということを実感しております。

2012年、3回目の「年男」を迎えましたが、今年は私にとって転機の年になります。今年1月から弊社の大阪支社に転勤することになりました。この転機に際し、これまでの自分への教訓を生かし、『とりあえず何事も笑って』、『人との出会い、繋がり』を大切にしながら、『何事にもチャレンジ』していきたいと思っております。

将来、東京に戻ってくることになると思いますが、その際には、皆様に人として、税理士として、成長したといっていただけよう精進していきたいと思います。



激動の12年間

AGS税理士法人
よこやま かずき
横山 和樹

新年あけましておめでとうございます。

早いもので今年で3度目の年男を迎えることとなりました。

ちょうど12年前、大学を卒業して金融関係の仕事をしていた私は、なぜか今までの人生で何の関連もなかった公認会計士を目指そうと決意しました。資格があれば独立して自分のやりたい事ができる。多少経営に興味があったので関連のある公認会計士にしようという単純な理由からでした。

すぐに勤めていた会社を退職し、専門学校に通うこととなりました。もちろん大学も附属推薦で入学し今までろくに勉強もしたことがない私がす

んなり合格できるはずありません。しかし逆にそれがよかったのか新しい知識を覚えるのが楽しくて土日関係なく朝から晩まで専門学校にこもっていたのを憶えています。（その中には休憩室で友人としゃべっていた時間がかなり含まれていますが…。）

3度目のチャレンジで無事公認会計士試験に合格し、監査法人に就職することになりました。中小企業の支援をしたいという思いがあったので、監査法人では株式公開を中心とした監査業務に従事してきました。

より中小企業の立場に立った仕事をしたかったため、現在では監査法人を退職し、税理士法人及びコンサルティング会社で独立性に縛られず税務や株式公開支援、事業再生などの業務を幅広く行っています。

去年の5月には税理士登録を行い、日本橋支部の一員となることができました。

改めて振り返ってみると、この12年間は自分の方向性を決定したスタートアップの時期であり、今後の土台を固めるための期間であったと感じています。

今後12年間のビジョンとしては、企業が必要とする様々な業務に精通しているジェネラリストであることと、その中でも自分の専門分野を1つ確立し、その分野でのスペシャリストになることを掲げたいと思います。まだまだ会計税務の専門家としては未熟ですが、一つ一つ知識と経験を積み上げていきたいと思っています。

私生活においては一昨年に長女が生まれ、今年の4月には長男が生まれる予定です。もちろん仕事は大事ですが、オンオフのメリハリをつけて家族の思い出作りの時間も大切にしたいですね。妻からは年1回の海外旅行は必須と言われているので…。

また趣味で自転車やサーフィンをやっていたのですが、最近は時間がなくて全然行けていませんでした。

今年うまく仕事・家庭・趣味のバランスをとりながら、健康に気をつけて楽しい年男の1年にしたいと思います。

各部だより

〔総務部〕

◎支部幹事会報告

平成23年10月14日（金）13時15分～15時00分

I 審議事項

1. 幹事会議事録署名人の担当の件

現行は各部からの推薦であったが、今後は部長以下50音順の輪番制で行うことを承認可決した。

2. 事務局収納棚等什器入替の件

前回継続審議となった案件で、3業者のうちFOGAシステム(株)を選定したいとの提案があった。選定理由は、耐震性、事務局員の利便性、部材の使い回し等を考慮しての選択である旨の説明があり承認可決した。

3. 平成24年度各種無料相談担当者募集の件

- ・各種無料相談については希望者を募る。
- ・確定申告無料相談は18人/日分の従事員の依頼であるが、従来通り20人の相談員で行い謝金の不足分は支部負担とする。
- ・平成23年分確定申告より日本橋税務署が申告相談会場を局合同会場に開設することにより、支部として合同会場への無料相談会へ相談員を派遣することとし謝金は支部負担とする。

以上のことを承認可決した。

4. その他

東京会より「税理士情報フォーラム2011」への参加者を2名求められている。当日は支部情報システム委員の濱川久子氏・安田信彦氏の2名が発表者であり、また納税表彰式と日程が重なり参加可能者が少ないが、赤坂幹事が了承し、他1名は滝口情報システム委員長が後日指名することで承認可決した。

II 報告事項

1. 税を考える週間八団体打合せ（9/22）の件
2. 公益活動関係支部連絡協議会（9/30）の件
3. 確定申告無料相談連絡協議会（10/5）の件
4. 登録調査（10/11）の件
5. 日本橋税務懇話会（10/14）の件
6. 新入会員業務説明会（10/14）の件

7. 中央都税事務所との協議会（10/25）の件

8. 第一ブロック支部連絡協議会（11/14）の件

9. 税を考える週間特別講演会（11/9）参加役員確認の件

10. 納税表彰式（11/15）参加役員確認の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成23年11月17日（木）10時30分～12時10分

I 審議事項

1. 忘年会の件

12月14日（水）に開催することを承認可決した。

2. 新年賀詞交歓会の件

平成24年1月12日（木）にロイヤルパークホテルで開催することとし、懇親会の会費は今回は3,000円とすることを承認可決した。

3. 事務局年末年始休業の件

平成23年12月29日（木）から平成24年1月4日（水）までとすることを承認可決した。

4. 支部周年行事開催の件

東京会より予算案策定につき、支部周年行事の開催予定の問い合わせがあったが、周年行事を行わないことで承認可決した。

II 報告事項

1. 新入会員業務説明会（10/14）の件

2. 確定申告連絡協議会（10/18）の件

3. 日本政策金融公庫との懇談会（10/24）の件

4. 中央都税事務所との連絡協議会（10/25）の件

5. 登録調査（11/10）の件

6. 税を考える週間行事（11/11）の件

7. 第一ブロック支部連絡協議会（11/14）の件

8. 納税表彰式（11/15）の件

9. 平成24年3月申告用「確定申告書の手引」配布の件

10. 確定申告期の区広報誌掲載の件

11. 東日本大震災による被災者等の無料相談（11/26～27）会場変更の件

12. 税理士情報フォーラム（11/15）の件

III 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

◎東京税理士会日本橋支部と日本橋税務署との定例連絡協議会、常会、懇親会

○平成23年10月18日（火）10時30分から東実健保会館で日本橋税務署との定例連絡協議会を開催

した。(出席者75名)

日本橋支部からの質問・要望事項10件(うちe-Tax関係6件)があった。

○同日同所で13時00分から常会を開催した。

藤山支部長挨拶の後、4月以降の各部・各委員会報告、理事会報告がされた。(出席者77名)

○同日同所で17時15分から懇親会を開催した。

日本橋税務署幹部と支部会員との懇親会が開催された。(支部会員出席者78名)

◎東京都中央都税事務所と東京税理士会日本橋支部並びに京橋支部との連絡協議会

○平成23年10月25日(火)16時00分から中央都税事務所6階会議室で連絡協議会を開催した。

質問・要望事項11件(うちeLTAX関係7件)があった。

[研修部]

税法は、社会経済事情の進展に応じて毎年税制改正が行われます。我々税理士は、業務を円滑に運営するためには、たえず最新の税法を身につけておく必要があります。また、税理士法第39条の2において「税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない。」と規定されています。

我々税理士は、納税者の権利を擁護し、納税義務の適正な実現を図る義務があります。是非、本会並びに支部が開催する研修会にご参加下さい。また、支部では毎月1回雑談室を開催しています。ちょっとした事や条文の解釈の仕方、仕事で行き詰まった時等、是非雑談室を利用して下さい。開催時間も17時半からと参加しやすい時間帯です。開催予定は、毎月の発送物の「書類送付のご案内」の一番下の所に記載されています。お気軽にご参加下さい。

研修会の結果報告と今後の予定は次のとおりです。

《最近実施した研修会》

日 時：平成23年10月5日(水)17:00～19:00

講 師：青山学院大学 法学部 中村 芳昭教授

会 場：日本橋支部事務局

テーマ：滞納処分と税務代理

日 時：平成23年10月17日(月)13:00～16:00

講 師：第一部 日本政策金融公庫上席首席研究員

村上 義昭氏

第二部 税理士(神田支部) 松岡 章夫氏

会 場：日本消防会館 ニッショーホール

テーマ：第一部「中小企業における

事業承継の現状と課題」

第二部「事業承継制度と留意点」

※ 第一ブロック合同研修会(第二回)

日 時：平成23年10月18日(火)14:30～16:45

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：所得税、資産税、消費税、法人税の改正点及び誤りやすい事項

日 時：平成23年10月20日(木)14:00～15:30

講 師：福岡 政行 氏

会 場：銀座ラフィナート 7階松風の間

テーマ：時代の潮流を読む

～野田政権の政局・政策からみえる

今後の日本～

日 時：平成23年10月26日(水)13:30～16:30

講 師：公認会計士 太田 達也氏

会 場：マツダホール(マツダ八重洲通りビル)

テーマ：会社の解散と合併に関する税務

※ 京橋支部主催

日 時：平成23年11月7日(月)13:00～16:00

講 師：日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：年末調整説明会

日 時：平成23年12月6日(火)13:30～16:30

講 師：税理士 和氣 光氏

会 場：綿商会館6階

テーマ：誤りやすい消費税の実務

《最近実施した税理士雑談室》

日 時：平成23年10月6日(木)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年11月11日(金)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成23年12月9日(金)17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

[厚生部]

〈野球部〉

平成23年10月から11月までの野球部の活動に関してご報告致します。9月末までは通算7勝2敗1分でした。(下記、投は投手。本は本塁打。安はチーム安打数。走は盗塁の数。)

10月11日 第一ブロック4回戦 勝

芝	0	0	0	0	0	0	4	計 4
日本橋	2	0	1	2	0	5	0	計10

投 今井・塩谷、本 無、安9、走13

10月11日 第一ブロック5回戦 勝

神 田	0	0	0	0	1	0	2	計 3
日本橋	4	5	1	1	3	0	X	計14

投 渡辺、本 阿部、安15、走14

11月16日 パワーズ杯 1回戦 勝

日本橋	0	0	3	4	0	計 7
新 宿	1	1	2	0	0	計 4

投 今井、本 渡辺、安5、走6

11月16日 パワーズ杯 2回戦 勝

麴 町	1	0	0	0	2	0	計 3
日本橋	1	0	0	1	0	4	計 6

投 塩谷、本 無、安5、走7

上記のとおり、今期は通算成績は13勝2敗1分となりました。（前回の支部だよりにて夏に行われた江戸川北、大森支部との合同練習試合の2勝の報告が抜けていましたので加算しました。）

第一ブロックリーグでは、通算4勝1敗で昨年に続き優勝V2を達成することができました。秋季大会で優勝を逃したものの、強豪揃いの第一ブロックを連覇できたことは、チーム全体として来期への大きな自信となりました。

《第一ブロックリーグ 結果》

	勝	負	得点	失点	得失点差	順位
日本橋	4	1	45	18	27	1
芝	3	2	31	32	-1	2
麴 町	3	2	20	22	-2	3
神 田	3	2	23	26	-3	4
麻 布	1	3	24	20	4	5
京 橋	0	4	13	38	-25	6

また初めて参加したパワーズ杯でも関わりの深い新宿支部と麴町支部に連勝し、気持ち良くシーズンの最終戦を終えることが出来ました。

来期は悲願の本大会での優勝を目指し、冬場のトレーニングや練習にも熱が入りそうです。また他の支部からの注目される支部となり多数練習試合の申し込みを受けています。怪我無く充実した冬場を過ごし、春の大会では最高の結果を出せるようチーム一丸となって今後の練習に取り組んでいきたいと思ひます。

今後とも日本橋支部野球部へのご理解とご協力

をお願い致します。

主将 渡辺



〈囲碁部〉

10月20日（木）秋季支部囲碁大会は10名の参加を得て当支部会議室において開催されました。大会はA、Bの2組にわかれて、各自4局を打つこととされましたが、草食系の長考派あり、肉食系の石を捕ることのみの専念派あり、チョットマッテクダサイはありませんでしたが、大熱戦がくり広げられました。結果は次のとおりです。

A組

優 勝 浅井 光政 七段
準優勝 大久保速雄 四段
一 位 谷本 宏朗 六段

B組

花山 三郎 三段
下川 芳史 三段
鈴木 久衛 二段

次の春季大会は3月26日（月）を予定していますので、ますますの研鑽を期待します。

平成24年前半期の日程は、次のとおりです。

◎京橋支部との親善囲碁大会 1月14日（土）

◎春季支部囲碁大会 3月26日（月）

◎プロ棋士指導 4月12日（木）

◎月例会 1/26、2/9、5/17、6/28

場所:いずれも当支部会議室です。

〈ボーリング部〉

ボーリング大会は、11月21日品川プリンスホテルボーリングセンターにて、会員23名、所員・家族17名、日本橋税務署職員20名 総勢60名の参加により、15レーンにて2ゲームを楽しみました。ゲームの後は、同ホテル内にて、食事付きの表彰式を行いました。

ゲームの結果は、以下の通りです。（敬称略）

（団体戦）優 勝 猪股・木下・大澤事務所 919点
準優勝 中島・藤山事務所 900点
3 位 内田・引地事務所 889点
（会 員）優 勝 大澤 昭人 365点

準優勝	藤山 清春	349点
3 位	三ヶ尻忠敬	347点
(職 員) 優 勝	内田 智	316点
準優勝	浅見 岳大	286点
3 位	川野 龍一	260点
(女 性) 優 勝	三ヶ尻詩乃	310点
準優勝	中島三枝子	288点
3 位	小瀬すす子	277点
ハイゲーム	大澤 昭人	189点

〈ゴルフ部〉

第280回T.N.G会は、10月5日 紫カントリークラブ すみれコースにて22名の参加者で開催しました。当日は、朝から生憎の雨模様で、時間を追うごとにひどくなり、有志を除いて、ほとんどの会員がハーフで終了しました。よって成績はハーフのものです。

成 績

優 勝	浅見 達雄	G46	N33.5
2 位	大澤 昭人	G47	N35
3 位	坂下眞一郎	G47	N35.5
ベストスコア	森 一郎	G38	

第281回T.N.G会は、11月2日 武蔵カントリー倶楽部 豊岡コースにて28名の参加者で開催しました。

成 績

優 勝	森 一郎	G76	N72
2 位	渡辺 英樹	G91	N72
3 位	岩川由美子	G100	N72
ベストスコア	森 一郎	OUT39	IN37

次回 12月の若洲ゴルフリンクスで23年のTNG会は終了です。

〈テニス部〉

10月4日（火）有明テニスの森庭球場で秋季東京税理士会テニス大会が開催されました。参加者は、佐々木 則司・丹羽 正裕組、嶋田 貴文・青木 久直組、湯本 康弘・野沢 慶太郎組の男子ダブルス3組です。東京税理士会のテニス大会は、まず混成4組で予選会を行い、その中で1位から4位までを決めます。その後、予選会で決まった順位をもとにトーナメント戦が行われます。今回は佐々木・丹羽組が3位グループ、嶋田・青木組が2位グループ、湯本・野沢組が4位グループのトーナメントへと進みました。各組とも初戦で優勝、準優勝組との対戦となり、練習の成果を出す

ことなく敗退してしまいました。

11月1日（火）品川プリンスホテル内の高輪テニスセンターで松岡コーチ指導のもと支部対抗戦に向けて練習会を行いました。参加者は8名。練習内容はフォーメーションを中心に行いました。

11月7日（月）有明テニスの森庭球場で東京税理士会支部対抗テニス大会が開催されました。参加者は、佐々木 則司会員、佐藤 正典会員、丹羽 正裕会員、湯本 康弘会員、河野 拓会員、野澤 慶太郎会員、岩川 由美子会員、青木 久直会員の8名です。支部対抗戦は各支部、男子ダブルス2チーム、混合ダブルス1チームで試合を行い勝ちチーム数の多い支部が勝ち上がっていくトーナメントです。本戦トーナメントでは、1回戦で玉川支部と対戦し、残念ながら2-1で負けてしまいました。一方、コンソレ（1回戦敗退）トーナメントでは、決勝戦まで勝ち上がることが出来ました。しかしながら、決勝戦では江戸川北支部に2-0で負けてしまい惜しくも準優勝となりました。

テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を行っております。練習内容はプロの松岡コーチ指導のもと初心者からベテランまでレベルにあった練習が楽しく出来ます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は、是非！支部事務局まで連絡下さい。

〔組織部〕

1. 10月14日新入会員業務説明会において、支部規則及び緊急連絡網を配布しました。
2. 10月25日に日本橋支部緊急連絡網を改訂して郵送いたしました。これは災害時の利用を目的に日本橋支部を5ブロックに分けて、8月31日現在の会員の皆様をもとに作成されたものです。記載内容等に誤りがありましたら支部事務局までご連絡ください。中央区の防災マップは中央区のホームページでご覧になることが出来ます。また支部事務局にもご用意しておりますので、必要な方はご連絡ください。
3. 11月14日に行われた第1ブロック支部連絡協議会の今年のテーマは「震災」でした。会員事務所及び支部事務局の震災による人的、物的、データ等の被害と、安否確認、帰宅困難者などについて報告があり、今後の準備、対応につ

いて東京会と第1ブロック各支部で意見交換を行いました。

[綱紀監察部]

1. 以下の会議が開催されました。

支部と署との綱紀監察連絡協議会

日 時：平成23年11月9日（水）

午前10時より

場 所：日本橋支部事務局

出席者：日本橋税務署より渡邊副署長、

阿部総務課長補佐

東京国税局より丸屋税理士専門官

支部より高木、佐藤、鳴海

議 題：にせ税理士の実態及びその予防対策等

2. 「税理士証票」及び「会員章（バッジ）」の所持確認について

平成24年2月3日（金）

午前10時から午後4時まで、支部会議室に於いて平成23年度の所持確認を実施いたします。

対象者は、平成21年度及び22年度に点検を受けていない方です。

本人に案内を送付します。

[税務支援対策部]

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

また、平成23年2月から支部において無料税務相談を開設しました。

多くの先生方にご支援ご協力をいただきまして、ありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成23年実施日	会 場	担当税理士
10月5日（水）	法人会事務局	後久 亮
10月19日（水）	〃	猪股 正明
11月2日（水）	〃	皆平 弘一
11月16日（水）	〃	伊藤 孝
12月7日（水）	〃	若狭 茂雄

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成23年実施日	会 場	担当税理士
10月4日（火）	中小企業相談センター	後久 亮
10月25日（火）	〃	福嶋 孝臣

11月15日（火）	中小企業相談センター	永島 嘉治
12月6日（火）	〃	岩本 忠司

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成23年実施日	会 場	担当税理士
11月16日（水）	中央区京橋プラザ	渡辺 春樹

《支部無料税務相談》

平成23年実施日	会 場	担当税理士
10月12日（水）	支部事務局会議室	余西 吉巳
11月9日（水）	〃	佐藤 嘉光
12月14日（水）	〃	佐野 典子

《消費税説明会》

○東京会からの依頼分

平成23年実施日	会 場	担当税理士
11月30日（水）	日本橋税務署6階	若狭 茂雄

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願いしております。

担当税理士
赤坂 光則
佐野 典子
林 孝子
岩川由美子
松本 悦子
福岡 敏郎

[情報システム委員会]

11月15日 税理士情報フォーラムでは震災に強い会計事務所をテーマとして、安田信彦会員と濱川久子会員の報告がありました。

12月15日 電子申告研修会

講 師：荒川支部 齋藤 潤一先生

まだ、日本税理会連合会のICカードを取得していない会員につきましては、是非、早期の取得をお願いいたします。このICカードが、電子申告を代理送信する際の電子証明書です。手続は、日本税理士会連合会のホームページをご覧ください。ICカード取得の過程で、ICカードリーダーで確認作業が必要ですが、お持ちでない場合は支部に来ていただいて、カードリーダーで確認ができます。

税理士雑談室は、会員の？を共有する場です。電子申告の質問にもご利用ください。

また、日本橋税務署の藤田副署長より、「電子

申告サポート隊」という電子申告の支援制度がある旨のご紹介がありました。e-TAXの導入等について、税務署担当者から個別的に指導を受けるこ

とができます。是非、ご利用ください。

支部会員異動のお知らせ

平成23年10月1日～
平成23年11月15日

〈入会〉

10月19日 今井 儀徳 〒103-0027
日本橋1-4-1
日本橋1丁目ビルディング16階
税理士法人平成会計社
電話 3231-1938

10月19日 江澤 克博 〒103-0002
日本橋馬喰町2-5-11
北星ビル2階

10月19日 小野塚良実 〒103-0007
日本橋浜町2-3-2-1402号
電話 3249-1610

10月19日 片寄 祐希 〒103-0028
八重洲1-4-21 共同ビル
藤間秋男税理士事務所
電話 5201-6555

10月19日 田中 仁恵 〒103-0002
日本橋馬喰町1-12-5
デュオ・スカーラ東日本橋1005

山本ビル別館3階
税理士法人エムエー・パートナーズ
電話 3527-9141

11月14日 相川 光生 同 上
11月14日 有賀 卓也 同 上
11月14日 近藤 勝彦 同 上
11月14日 西川 雅章 同 上

〈法人転入〉

11月14日 税理士法人エムエー・パートナーズ
〒103-0022
日本橋室町1-6-3
山本ビル別館3階
電話 3527-9141

〈事務所住所変更〉

山崎 健 〒103-0025
日本橋茅場町2-17-5
茅場町リバーサイドビル203
電話 5643-2888

伊藤 修平 〒103-0027
日本橋3-5-12
ニュー八重洲ビル5階

尾上 友之 〒103-0007
日本橋浜町2-3-2-701号
板橋 則雄 〒103-0013
日本橋人形町3-3-6

人形町ファーストビルB3階

富永佐奈枝 同 上

中沢 勇 同 上

松下 敏雄 同 上

横井由起子 同 上

関口 重雄 同 上

登山 正夫 同 上

小田 英敏 〒103-0001

日本橋小伝馬町14-10

アソルティ小伝馬町Liens4B

亀井 久治 〒103-0004

東日本橋2-9-7

〈転入〉

10月3日 堀口 成剛 王子支部より
〒103-0027
日本橋2-3-21
八重洲セントラルビル7階
電話 6265-1883

10月5日 荒川 栄一 京橋支部より
〒103-0014
日本橋蛸殻町1-29-9
電話 5614-0726

10月12日 樋口 俊介 麹町支部より
〒103-0022
日本橋室町1-7-1
AGS税理士法人
電話 6803-6720

11月14日 相川 菊乃 神田支部より
〒103-0022
日本橋室町1-6-3

EPIC東日本橋605号

小林 郁洋 〒103-0014

日本橋蛸殻町1-3-7-12-1402号

東埜 優 〒103-0004

東日本橋3-10-14

サンライズ橋ビル7階

平野 嘉重 同 上

坂本佳代子 〒103-0022

日本橋室町1-9-10

三忠堂ビル8階

坂本 光一 同 上

〈法人事務所住所変更〉

税理士法人日本橋税経センター

〒103-0013

日本橋人形町3-3-6

人形町ファーストビルB3階

税理士法人あさひ会計事務所

〒103-0011

日本橋小伝馬町14-10

アソルティ小伝馬町Liens4B

税理士法人フィールド

〒103-0004

東日本橋3-10-14

サンライズ橋ビル7階

〈事務所名称変更〉

角田 大 税理士法人ASSETS

二瓶 正之 税理士法人ASSETS

藤田 健史 税理士法人ASSETS

結城 昌史 税理士法人ASSETS

〈法人名称変更〉

税理士法人ACTAS⇒税理士法人ASSETS

〈事務所電話番号変更〉

北川 嘉久 電話 6231-1360

〈転出〉

小田 信篤 新宿支部へ

小西 正則 本郷支部へ

黒田 昌史 京橋支部へ

戸倉 裕治 麻布支部へ

檜山 啓明 江戸川南支部へ

末弘 司 神田支部へ

竹下三武郎 同上

直原 康人 杉並支部へ

〈法人転出〉

日本マネジメント税理士法人

東京事務所 京橋支部へ

三和税理士法人 神田支部へ



編集後記

今年は辰年です。中国では龍を富や皇権の象徴として珍重し、辰年の子を産んで縁起を担ぎたいとする古代からの風習があるようで、この年はほかの年に比べて出生数が5%程度増加するとのこと。

そんな辰年生まれの会員の皆様に今年も恒例の年男年女のお原稿をお願いしました。お忙しい

中、多くの会員の方に快くご協力いただき、今年も無事に発行することができました。

寄稿していただいた方々に深く感謝いたします。

〈編集委員〉 高橋美津子 小畑孝雄 小出純江
櫻井和儀 梅田文江 鈴木 寛
家崎克夫

東京商工会議所の

無担保・無保証人融資(マル経融資)のご案内

～ 先生ご自身、また顧問先事業所様の事業資金にぜひご活用下さい！～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で(保証協会の保証も不要)商工会議所の推薦に基づき融資される国(日本政策金融公庫)の融資制度です。

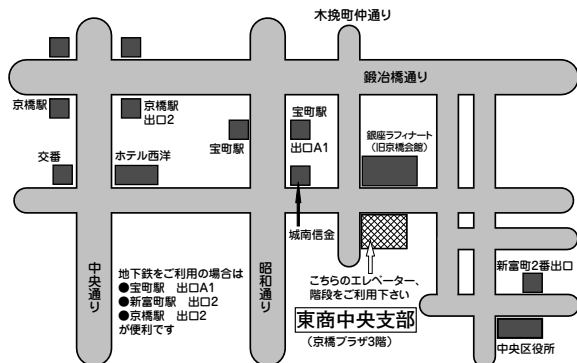
〈融資対象となる方〉

- 従業員20人以下(商業・サービス業は5人以下)の法人・個人事業主の方
(パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は人数から除きます)
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金(所得税・法人税・事業税・住民税等)を完納している方 等

〈ご用意いただく書類〉

- 個人事業主の方
 - ・前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
 - ・(設備資金をお申込みの場合)見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
 - ・前期・前々期の青(白)色決算書および確定申告書(控)
 - ・(決算後6か月以上経過の場合)最近の試算表
 - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
 - ・商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
 - ・(設備資金をお申込みの場合) 見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。
 ※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。
 ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。



融資の条件

資金使途

運転資金
設備資金

融資限度

1,500万円

返済期間

運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

担保
保証人

不 要

(保証協会の保証も不要です)

利 率

年1.85%

(平成23年11月10日現在)

- 利率は金融情勢によって変わります。
- 中央区より支払利率の30%を補助!
- 審査の結果ご希望に添えない場合がございます

※上記の融資限度額、返済期間の取り扱いは、平成24年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

経営に関するお悩み承ります

弁護士による無料 法律相談

毎月第3火曜日 午後1時～4時(1月を除く)

要予約・電話にてご予約下さい

社会保険労務士・税理士・弁理士等へのご相談についてもお気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811

税理士協同組合の 報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。
e-NET（オンライン型）とPOST（郵送型）の2つの方式から選べます。

顧問料
の集金

報酬自動支払制度

検索



関与先1件から
ご利用できます。

当ホームページより利用申込書を作成し、
新規お申込みいただいた先生へ

もれなくクオカード¥1,000分プレゼント！

税理士協同組合事務代行政社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

＼新登場／

生きるための
がん保険 Days

がん保険

生きるためのがん保険Days（デイス）

スタンダードプラン入院給付金日額10,000円の場合（〈抗がん剤治療特約〉は10年）

1 初めて「がん」と診断されたら
一時金100万円、上皮内新生物の場合10万円

2 「入院」も「通院」も日額1万円
日数無制限※で保障
※日数無制限保障となる通院は三大治療（手術・放射線・抗がん剤）のための通院の場合

3 三大治療をしっかり保障！
抗がん剤治療は通算600万円まで保障！

プレミアサポート 訪問面談サービス 専門医紹介

※このサービス（プレミアサポート）は、株式会社法研が提供するサービスです。
〈がん保険Days（デイス）の保障の一部ではありません。〉

＋〈Days〉にプラス！

健康保険制度が
適用されない
先進医療にも対応！

がん先進医療特約

女性特有の
「がん」の保障を
強化する

特約 コサージュ

「がん」になったときの
収入減少に備える

所得サポート特約

商品の詳細はパンフレット（契約概要）をご覧ください。

引受保険会社／アフラック 首都圏第一総合支社 TEL.03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスビル17階 AF271-2011-0240 6月17日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

小規模宅地の特例改正で 相続税が増税に・・・

不動産
の売買

実績1

相続不動産等の売買

仲介500件/年

実績2

広大地用区画割図

提供1,000件/年

実績3

不動産鑑定評価

提供累計500件

税理士事務所で
発生する不動産案件は、
29年の実績と信頼の
当社へお任せ下さい。



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



■全国税理士共栄会

会員・準会員の皆さまへ

全税共の所得補償保険は病気や
ケガで働けなくなった時、収入を維持して
いくための保険です。入院だけでなく、医師の
指示に基づく自宅療養による就業不能時も補償します。

所得補償保険
自動車・火災保険

安心療養サポート

（団体所得補償保険）

- 最長1年間補償に加え、最長2年間
補償タイプも新登場
- 無事故の場合、保険料の20%返れい
（中途脱退の場合、返れい金はありません。）

団体30%
割引適用

生涯収入プロテクション

（団体長期障害所得補償保険）

- 70歳までの超長期補償
- うつ病などメンタルに関する電話無料相談付帯

■税理士協同組合 組合員の先生・
事務所勤務の皆さま専用

自動車保険・火災保険

集団扱
5%割引



このチラシは概要を説明したものです。ご加入を検討するにあたっては、
「商品パンフレット」「ご契約のしおり」等によって詳しい内容を必ずご確認ください。

引受保険会社／株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ11-02497 2011/06/15

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



特別なあなたに、特別な一枚 税理士・MUFG CARD Platinum American Express® Card

皆様には最上のサービスをご用意しております

●海外コンシェルジュサービス ●空港ラウンジ ●アメリカン・エクスプレス・セレクト ●ハーツレンタカー

年会費

本会員／21,000円(税込)
家族会員／1名様は無料、2人目より
1名様につき3,150円(税込)



各種サポート・サービス

ご利用可能枠50～500万円

付	海外旅行傷害保険最高1億円
帯	国内旅行傷害保険最高5,000万円(自動付帯)
保	ショッピング保険年間限度額300万円
險	国内・海外渡航便遅延補償最高2万円(自動付帯)
	犯罪被害傷害保険最高1,000万円(自動付帯)

お問い合わせ先 三菱UFJニコス株式会社



0120-665-811 MUFGカード・プラチナ・アメリカン・エクスプレス・カード入会専用ダイヤル
9:00～21:00(年中無休)

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyoo.or.jp>

組合事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL. 03(5363)2011(代)

税を考える週間

◀ オープニングセレモニー



◀ 相談担当会員



▲ 相談中

▶ 中央都税事務所との
連絡協議会



◀ ボウリング大会 (11月24日)



▲ 藤山支部長 始球式終わってヤレヤレ



▲ 優勝おめでとうございます



▲ 野球部シニアリーグ